



会 員 規 約

M.F.C. MUAY THAI FIGHTER CLUB



一章（総則）

第 1条（定義）

本規約によって定めるすべての条項は、MFC（ムエタイファイタークラブ）の全施設及び全会員に適用されるものとします。

第 2条（目的）

本クラブの目的は、「ムエタイ」を通して、健康的で健やかなライフスタイルを提案すること、目標を持って取り組むことの喜びを提供することを主とします。また、会員が相互に交流を深めることのできる場を提供いたします。

二章（会員）

第 3条（会員の厳守事項）

本クラブ会員は、本規約及びクラブが定める事項を厳守し、施設利用にあたっては、本クラブの指示に従うこととします。

第 4条（会員制度及び会員・クラス種別）

1. 本クラブは会員制をとることとし、入会される方は、入会申込書・健康申告書等のクラブが指定する各種申請書に必要な事項を記入し提出することとします。

2. 本クラブには以下の会員種別があります。

- ①一般会員
- ②レディース会員
- ③学生会員（高校生）
- ④キッズ会員

3. 本クラブには以下のクラスがあります。

- ①ムエタイクラス
- ②古式ムエタイ（ムエタイボラン）クラス
- ③パーソナルトレーニングクラス

4. 会費は、別途定める会費表に基づき、会員種別ごとに定めることとし、会員は入会后、各々の会員種別ごとに開かれるクラス（ムエタイ及び古式ムエタイクラス）を追加料金なしで自由に選択することとします。（ただし、パーソナルクラスのみ別途費用がかかります。）

5. 本クラブは、会員種別及びクラスの新設・廃止を必要に応じて出来ることとします。

第 5条（会員資格）

本クラブの入会・会員資格は以下のとおりとします。なお、以下に該当しない方については、本クラブは入会の拒否もしくは退会を命じることができます。

1. 本クラブの趣旨に賛同し、本クラブの諸規則を遵守される方。
2. 高校生以下の方のご利用にあたっては、保護者の同意の得られる方。
3. 暴力団関係者等及び本クラブの運営に支障をきたさない方。
4. 妊娠中でない方。
5. 他人に感染の恐れのある疾病を有しない方。
6. 医師等に運動を禁止されておらず、その旨を入会時に健康申告書等で申告していただける方。

三章（入会・休会・退会）

第 6条（入会金及び月会費等）

1. 入会金は、当クラブが定める金額とし（別途料金表参照）入会時にこれを直接支払ってください。
2. 月会費は、毎月末までに、当クラブが定める金額（別途料金表参照）を手渡しでスタッフまでお渡しください。
3. パーソナルトレーニングの費用については、ご利用ごとに、当日スタッフに手渡しで料金をお支払いください。
4. 既納の入会金・月会費等は理由の如何にかかわらず返還しません。
5. 本クラブは、各種料金及びその支払い方法を変更できることとします。この場合、改定の1ヵ月前までに会員に告知するものとします。

第 7条（諸手続き）

入会時に各種提出書類に記入した内容に変更が生じた場合には、正しい内容を記入し再度提出することとします。

第 8条（休会）

会員は、各月の10日までに、本クラブに休会する旨を告げ、休会届を提出することで休会することができます。

第 9条（退会）

会員の自己都合により、本クラブを退会する場合は、退会希望月の10日までに、退会する旨を伝え、退会届を提出することとします。なお、月途中での退会であっても、退会月の会費は全額支払わなければなりません。

第 10条（資格喪失）

本クラブ会員は、以下の場合その資格を喪失します。

1. 退会
2. 死亡
3. やむを得ない理由により、当クラブが閉鎖されたとき

四章（施設利用）

第 11条（営業日及び営業時間）

本クラブの営業日・営業時間は別途定めることとします。（レッスンスケジュール参照）

第 12条（休業）

当クラブは、以下の理由により休業する場合があります。

1. 気象状況の悪化等、営業するのが妥当ではないと当クラブが判断した場合、およびその他やむを得ない理由により営業ができない場合。

2. 年末年始・夏季・春季休暇等

2の場合、当クラブは、休暇開始2週間前までに、会員に告知することとします。1の場合は、告知を要さないこととします。

第 13条（傷害保険）

本クラブ会員は、入会時、傷害保険に加入しなければなりません。

第 14条（免責事項）

1. 本クラブで発生した事故（人的・物的）について本クラブに重大な過失もしくは故意がある場合を除いて、本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。
2. 会員が、本クラブ内において、自己の責に帰すべき事由により生じさせた損害は、すべて会員本人がその責を負い、本クラブは一切の責を負いません。
3. 本クラブ内で生じた窃盗及び紛失について、本クラブに重大な過失もしくは故意がある場合を除いて、本クラブは一切の損害賠償の責を負いません。
4. 本クラブにおける忘れ物については、一ヶ月間保管した後、落とし主が判明しない場合は、クラブの判断で処分できることとします。

第 15条（解散）

本クラブは、やむを得ない理由による場合は、1ヵ月前までに、会員に告知することにより、本クラブを解散することができます。

その際、会員に対して、特別な保障は行いません。

第 16条（通知方法）

各種告知事項は、本クラブ内の掲示板への掲示をもって告知したものとみなします。

五章（付則）

第 17条（規則等の改正）

本クラブは、当規約をはじめとして、本クラブの運営管理にかかわる事項を新設・改正することができ、その効力は、全会員に及びます。

第 18条（発効）

本規則は、2013年10月15日より発効します。